

大阪市告示第1486号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び臨時休館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和7年10月31日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 北スポーツセンター 第2体育場	令和7年11月10日（月）	午後0時30分から 午後7時まで
	令和7年11月17日（月）	
大阪市立 北スポーツセンター 多目的室	令和7年11月10日（月）	午後1時50分から 午後7時まで
	令和7年11月17日（月）	

2 臨時休館

施設名	年 月 日
大阪市立 北スポーツセンター 第1体育場	令和7年11月1日（土）から 令和8年3月31日（火）まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）